

Web ページ制作(CMS Blue Monkey)業務委託約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 1 条 (定義) 本契約において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。 ① 本 CMS とは、Web コンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを簡単な操作で統合・体系的に管理するためのソフトウェアであって、<u>スターティアラボ株式会社によって提供される CMS Blue Monkey</u> をいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 1 条 (定義) 本契約において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。 ① 本 CMS とは、Web コンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを簡単な操作で統合・体系的に管理するためのソフトウェアであって、<u>クラウドサーカス株式会社によって提供される CMS Blue Monkey</u> をいう。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 2 条 (契約の成立) (中略)</p> <p>5. 本契約には、本 CMS の使用許諾は含まれない。このため、お申込者は本契約の締結にあたり、別途、<u>スターティアラボ株式会社</u>又はその販売店との間で本 CMS の使用許諾契約を締結する必要があることを確認する。</p>	<p>第 2 条 (契約の成立) (中略)</p> <p>5. 本契約には、本 CMS の使用許諾は含まれない。このため、お申込者は本契約の締結にあたり、別途、<u>クラウドサーカス株式会社</u>又はその販売店との間で本 CMS の使用許諾契約を締結する必要があることを確認する。</p>
<p>第 7 条 (本 Web 制作費の支払い) 1. お申込者は当社に対して、本 Web サイトの制作費を、<u>支払期日までに支払うものとする。</u> 2. 月額費用の課金開始日は、前条の規定による検収完了の翌月 1 日とする。 3. <u>お申込者は前項に関する月額費用を毎月、当社の指定する一定の期日・方法にて、当社に支払うものとする。</u></p>	<p>第 7 条 (本 Web サイトの制作費の支払い) 1. お申込者は当社に対して、<u>申込書に記載の支払方法に基づき本 Web サイトの制作費を支払期日までに支払うものとする。</u> 2. <u>申込書に記載の支払方法が月額費用による支払いの場合、月額費用の課金開始日は、前条の規定による検収完了の翌月 1 日とする。</u> 3. <u>本 Web サイトの制作費に本 CMS の使用許諾料は含まれないものとする。</u></p>
<p>第 19 条 (解除及び期限の利益喪失) 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>① お申込者が第 4 条 (お申込者の協力義務) 第 1 項又は第 2 項、第 22 条 (反社会的勢力の排除)、第 24 条 (禁止事項) に違反したとき。 ② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき ③ 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p>	<p>第 19 条 (解除及び期限の利益喪失) 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>① <u>本 Web サイトの制作費について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき。</u> ② お申込者が第 4 条 (お申込者の協力義務) 第 1 項又は第 2 項、第 22 条 (反社会的勢力の排除)、第 24 条 (禁止事項) に違反したとき。 ③ 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき ④ 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p>

変更前	変更後
<p>④ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき</p> <p>⑤ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき</p> <p>⑥ 営業の廃止又は解散決議がなされたとき</p> <p>⑦ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき</p> <p>⑧ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき</p> <p>⑨ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑤ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき</p> <p>⑥ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき</p> <p>⑦ 営業の廃止又は解散決議がなされたとき</p> <p>⑧ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき</p> <p>⑨ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき</p> <p>⑩ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 28 条 (契約の終了)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 本契約の最低利用期間は、月額費用の課金開始日から<u>1 年間</u>とし、お申込者が自己の都合により期間内に本契約を解約するときは、違約金として残存期間分の月額費用の合計を当社に支払う。お申込者が本契約に違反して当社より契約を解除された場合も同様とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 28 条 (契約期間)</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>第 7 条 (本 Web サイトの制作費の支払い) 第 2 項に基づき、本 Web サイトの制作費を月額費用により支払う場合</u>、本契約の最低利用期間は、月額費用の課金開始日から<u>申込書に記載の期間</u>までとし、お申込者が自己の都合により<u>最低利用期間内</u>に本契約を解約するときは、違約金として残存期間分の月額費用の合計を当社に支払う。お申込者が本契約に違反して当社より契約を解除された場合も同様とする。</p> <p>(以下略)</p>
<p>スターティア株式会社</p> <p>2021 年 6 月 1 日 施行</p>	<p>スターティア株式会社</p> <p>2021 年 6 月 1 日 施行</p> <p><u>2021 年 10 月 21 日 改訂</u></p>

以上